

“Sino-Japanese relations at the League of Nations“

Prof. Shin Kawashima, University of Tokyo

[kawashima@waka.c.u-tokyo.ac.jp](mailto:kawashima@waka.c.u-tokyo.ac.jp)

この報告では、国際連盟における日本と中国の關係に就いて考察したい。昨今、国際連盟研究は、日本外交史、中国外交史のそれぞれから注目されてきている。その背景には、二つの点があると報告者は考えている。第一は、国際連盟それじたいの再評価である。国際連盟のおこなっていた、教育、衛生、薬物そのほかに対する国際的な場での公共政策が、グローバルガバナンス形成という課題において先駆的な役割を20世紀前半に果たしたのではないかという観点から、再評価がおこなわれてきている。これは、安全保障面での強制力が弱いこと、第二次世界大戦の勃発を抑制できなかったことを理由に、その不完全さを強調した、かつての国際連盟批判とは対照的である。他方、五大国やアメリカ、ソ連の間のパワーゲームだけでなく、国際連盟が小国や新しい独立国に対して、国際政治にかかわったり、国際的な秩序形成に加わる場所を提供したことは重要だ。無論、小国は多くの場合、国際政治における従属アクターであったのかもしれないが、ひとつの nation として国際連盟に加わり、国際舞台で外交を展開したことは、アジア諸国などでナショナリズムが強まった1920-30年代には重要なことであった。そこでは、二国間関係や、地域における諸関係とは異なる関係のフェーズが生まれる可能性があったのである。

報告者は、2003年12月に半澤朝彦のオーガナイズで開催された国際シンポジウム(於:北海道大学)The Role of the United Nations in International Politics ?A Historical Re-examination from the Member State's Perspective において、Continuity and Discontinuity :from the League to the UN: the East Asian Context と題して報告をおこなった。ここでは、主に中国外交の目線から、国際連盟と国際連合の間で、国際的な地位の向上をはかる場となり、また近代国家建設のための公共事業を引き出す場として機能する点での連続性があった点を指摘した。これは、上に述べた、二つの研究潮流の双方に関わる論点であった。しかし、当該報告は、あくまでも中国外交から見た国際連盟、国際連合の問題にとどまっていた。そこで、同じく半澤によって組織された今回の会議では、前回の報告をふまえつつ、20世紀前半における東アジア国際政治、特に日中関係が国際連盟の下ではどのようにあらわれたのか、それは二国間関係とどのような関連にあったのかということを考えてみたい。

## 1. 中国の国際連盟加盟と日本

中国は、第二回ハーグ平和会議において、日本が中国を法制度の未整備などを理由にして三等国であると批判したことは、「中国外交における象徴としての国際的地位」(『国際政治』〈特集・天安門事件後の中国〉145号、2006年夏)において議論したところである。また、第一次世界大戦からパリ講和会議にかけての時期に、中国が外交目標としたのは、第一に戦勝国として講話会議に参加し、また国際連盟の原加盟国となることであった。また第二には、ドイツやオーストリアの有していた在華利権を回収することであった。そのため、ドイツ利権を日本が獲

得することについては、それを受け入れられないという姿勢を示していた。その結果、中国は、対ドイツのヴェルサイユ条約には調印せず、対トルコのセーブル条約にも治外法権条項を理由に調印しなかった。しかし、中国は対オーストリア、サン・ジェルマン条約には調印し、その第一条の条文に基づいて、国際連盟の原加盟国となった。

当時、パリでは、国際連盟の規約制定会議も開催されていた。国際連盟は、大戦後の国際秩序形成のための機構という側面と共に、第三回ハーグ平和会議としての要素も有していた。他方、中国国内ではウィルソン主義が尊重されていた。民族自決をはじめとする、「正論」が多くの外交問題を抱える中国においては、公理、公道を示すものとして尊重された。そして、この公理、公道を体現するものとして国際連盟が期待されたのである。あらゆる問題が正義の名の下に解決される場、そういった期待が世論で高まっていたのである。

当時の中国の外交官たちにも国際連盟に期待する向きがあった<sup>1</sup>。連盟規約制定会議などにも関わった顧維鈞は、「私は中華民国政府においてもっとも早くこの問題(万国による国際組織)に好意的に注目した人間であろう」、「このような国際組織に参加することは中国の利益にかなうものである」と回顧し、理由として「それまでの世界では国際的なルールに則って国際関係の中で武力を利用することを抑止するような国際組織が無かったので、中国は西洋各国との関係において辛い目にあわされてきた」ことを挙げている<sup>2</sup>。そして、顧維鈞は、徐世昌大總統に対して、ウィルソン大統領宛に以下のような親書を送付するよう求め、あわせて国内でウィルソンによる国際連盟組織の意思を宣伝、鼓吹するよう求めていた<sup>3</sup>。

貴大統領が国際連合会を組織することを主張し、国の大小強弱に関わらず公理を維持し、世界の永久和平を保とうとなさっておられること、事は大きく、意は美しい。本大統領そして国民はともに心から深く感銘を受け、それが徹底的に推し進められて実を結び、世界に限りなくその成果が行きわたることを期待している」。

当時、中国は基本的にアメリカとの関係を重視しており、日本による在華利権拡大を防ごうとしていたのであった。中国は、二国間関係ではなく、国際組織における外交によって、アメリカの支持を受けながら、自らに有利な外交を展開しようとしていた。

他方、パリ講和会議中の1919年2月から4月にかけて、国際連盟委員会(五大国以外に九カ国の代表から構成)が十五回にわたり開催され、顧維鈞代表も参加していた。二月十四日、ウィルソン大統領が国際連盟規約草案について報告したとき、顧維鈞は中華民国全権として演説をおこなった。顧は、中国の人口規模を強調しつつ、「この連盟規約が施行されれば、国家の非法行為は防がれ、世界平和が保障される」と述べた<sup>4</sup>。連盟規約の第十条には、加盟国の「領土保全、政治的独立」が盛り込まれ、もしそれが冒されそうな場合、理事会が当該侵犯国に対して条約の履行を求めるということになった。この条項は、パリ講和会議で中国が一貫して要求していた内容であり、一九二一年のワシントン会議における九カ国会議にも盛り込まれた。中国が領土保全・政治独立などを唱えたことの背景には、二十一箇条問題や山東問題をはじめとする一連の外交問題を解決する上での包括的な原則を、諸外国とのやり取りの中で獲得しようとい

<sup>1</sup> 1918年1月11日、外交部収駐美顧維鈞公使電(外交部檔案、〇三一三七、二一一)。

<sup>2</sup> 顧維鈞著・中国社会科学院近代史研究所訳『顧維鈞回憶録』(第一分冊、中華書局、一九八七年、三九一頁)

<sup>3</sup> 1918年12月30日、外交部収駐英施・駐美顧公使電(外交部檔案、〇三一三七、一三一二)

<sup>4</sup> 1919年2月14日、「巴黎和会議全大会顧全權演説詞」、(外交部檔案、03-37、12-2)

う意図があったと見よからう。

日本は五大国のひとつとして、こうした中国をめぐる一般的な主張に関しては反対しなかった。「領土保全、政治的独立」という原則を盛り込むことによって、そこから山東問題、二十一カ条問題を解決しようとしていた中国と、そうした原則と具体的問題の関連性を曖昧にしたままにしておこうとする日本との間には温度差があった。しかし、こうした原則を規約に盛り込むことに就いては合意が形成されていた。

## 2. 人種差別撤廃条項をめぐる日中関係

他方、日本もまた「正論」に属する主張をした。人種差別撤廃をめぐる議論である。この問題については昨今多くの研究がなされているが、日本がこの問題を提起するに際して、アジアをはじめとする差別されている側とどの程度調整をしたのかということについては、あまり研究されていないようである。当時、英連邦内部で、オーストラリアなどが、日本の提案に反対しており、その際にはオーストラリアなどは中国人移民のことを心配しているのであって、日本人移民を問題にしているのではない、といった話が内々に伝えられたりしていたが、日本側が中国側に働きかけをして一致して行動しようとした形跡はない。当時、連盟準備会議に出席していた中華民国代表の顧維鈞によれば、会議の場で人種平等案を提起した日本の珍田代表が顧維鈞を「目視」して、日本への「友好」を求めたため、それに応じて顧も発言、中華民国全権としてこの件に関心を有していること、日本の発言に同情できること、中華民国としての発言の機会を与えて欲しいことなどを述べたという。日本外務省記録の『人種差別撤廃交渉経過』にも、このときの顧維鈞の発言が残されている。

支那委員ハ本件ニハ支那モ利害関係ヲ有シ從テ日本ノ提案ニハ同情ヲ表スル次第ナルニ依リ意見ヲ述ブルコトハ後日ニ留保スト述ベタリ

顧はこのように述べたが、確かに人種平等案は中国との関係が深いので将来に発言の余地を残しておくものの、ただ人種差別撤廃条項に反対するアメリカとの間に問題を起こしてはならないと認識していた。そして、日本の人種差別撤廃条項提案の目的を米中乖離にあると認識し、その術中にはまることはできない、ということがあった<sup>5</sup>。最終的に、人種差別撤廃条項挿入に就いては以下のような結果となった。

賛成 仏国委員二名、伊国委員二名、希臘委員一名、支那委員一名、セルヴィア委員一名、葡萄牙委員一名、チェコスロバク委員一名、日本委員二名。(反対はイギリス、アメリカ、ポーランド、ブラジル)

中国は、この条項挿入に賛成している。だが、審議過程においては、消極的賛成にとどめ、積極的に日本を支援することはなかったのである。この点、中国の世論においても、特に人種差別撤廃問題が取り上げられていなかったことは注目に値しよう。1919年3月、北京駐在の中畑通訳官は「人種差別撤廃問題ト支那国民」(三月八日)というレポートを作成、それが外務省に送られている。

巴里ニ於ケル我カ全権委員ノ提議ニ係ル人種差別撤廃ノ提議案ハ国際聯盟委員会ニ於テ種々紛雜ノ問題ヲ誘起スルノ虞アリトノ故ヲ以テ否決サレタリトノコトハ二月十九日晚ノ

<sup>5</sup> 1919年2月15日、全権代表団第十八回会議記録(外交部档案、03-37、12-1)

新聞電報ニヨリ北京ニ伝ハリ翌二十日ノ我順天時報ハ「人種問題ト平和會議」ト題スル論説ヲ掲ケテ支那人ノ注意ヲ喚起シタリ。然ルニ同日ノ各漢字新聞ハ右ノ電報サヘモ記載セサルモノアル有様ニテ、其人種問題ハ何等ノ感知ナキモノノ如ク…<sup>6</sup>

日本系の『順天時報』だけがそれをとり上げ、他紙がそれをとり上げないという実情があったのである。

### 3. 国際連盟への山東問題提出をめぐる日中関係

前述のように、中国では国際連盟という場において、さまざまな不合理が解決されるものと考えられていた。特に、第一次大戦にともなって発生した、二十一カ条条約と山東問題については、パリ講和会議で解決されなければ、国際連盟によって解決されるはずであるという論調があった。また外交部自身も山東問題を国際連盟提起する可能性を模索していた。

1919年7月13日、パリにいる陸総長は、対オーストラリア条約に絶対調印して国際連盟に加盟した後、山東問題を連盟に提出するという方針を外交部に送り、これを当面の善後策とした。パリ講和会議の中国代表団は、もちろん講和会議における山東問題解決を模索してはいたが、その困難に直面し連盟提出への期待を抱くようになっていた。8月21日、陸総長は山東問題解決のための三方法と称して、第一にアメリカ議会でのヴェルサイユ条約の批准をめぐる審議において、山東条項を保留して批准するということになれば、中華民国もそれに倣って山東条項を保留して調印するということがあり得ること、第二にアメリカ議会が山東条項を保留せずに完全批准してしまった場合、ドイツとの直接交渉も考慮するということ(この場合、日本側の諸宣言や三国会議の議事を十分に考慮する)、第三にドイツとの直接交渉を不利と見なすなら連盟提出を考えるが、ドイツは二国間交渉を認めていることなどを述べていた<sup>7</sup>。国際政治において、従属アクターである以上、多国の動向によって自らの政策を決定することになるのだが、このオプションに日本との直接交渉が含まれていないことは留意が必要だろう。

1919年9月10日、中華民国はサンジェルマン条約に調印、批准さえ済めば国際連盟に加盟できることになった<sup>8</sup>。また9月15日、大総統令で戦争状態を停止し、中華民国にとっての戦争は終結した<sup>9</sup>。こうした状況の下、中国国内では地方の「軍閥」などの中から、山東問題を国際連盟に提出すべしという機運が高まっていた<sup>10</sup>。

しかし、1920年になっても、中華民国は正式に国際連盟に入ることができなかった。サンジェルマン条約が国会で批准されていなかったからである。顧維鈞らは国際連盟での諸会議に出てはいたのだが、参加資格が曖昧で山東問題を提出することなどできない状況であった。2月17日、外交部は国連に出ている顧維鈞に打電し、国会両院が閉会しているために批准には時間がかかること、山東問題については各方面の意見が異なっており疎通をはかっていることを

<sup>6</sup> 大正八年三月十九日本省接受[三月十日発]、内田外務大臣宛、在支那特命全権公使 小幡西吉「人種差別的撤廃問題ニ関スル件」(「国際連盟 人種差別撤廃」(第一巻) 2. 4. 2 2 (外務省保存記録))

<sup>7</sup> 1919年8月24日収、法京陸総長電(外交部档案、03-33、151-2)

<sup>8</sup> 1919年9月13日収、駐法兵代辦電(外交部档案、03-23、46-1)

<sup>9</sup> 1919年9月16日発、駐外各使領館通電(外交部档案、03-23、46-3)

<sup>10</sup> 1919年10月9日収、甘肅省議會電(外交部档案、03-37、3-5)

述べる<sup>11</sup>。3月に入ると、この問題の解決が急がれた。なぜなら、ヴェルサイユ条約が各国の批准を経て発効すると日独両国間で山東利権の引渡しになされてしまうということがあった<sup>12</sup>。

しかし、山東問題を国際連盟に提出できる可能性は狭められてきていた。当時、アメリカ上院がヴェルサイユ条約批准拒否へと向かっており、グレー前英外相がワシントン入りして、条約を保留するとしても国際連盟には加盟するよう求めていた。顧維鈞は、こうした英米間の調整に注目すべきであると主張していた<sup>13</sup>。

1920年4月27日、顧維鈞は1月24日・2月9日に次いで三度目の条約批准催促を外交部に対しておこなう<sup>14</sup>。この時点でもまだ批准がおこなわれていなかったのである。外交部は5月13日に國務院秘書庁に対して批准手続きについてのメモを送り<sup>15</sup>、5月26日に漸く国会を通過、6月18日に徐世昌大總統がサインして正式に批准となった。この批准書は6月末になって漸く代表のもとに届き、中華民國は1920年6月29日に国際連盟正式加盟国となった。

しかし、皮肉なことに、徐世昌がサインした翌日の6月19日、中華民國の山東問題国連提出を阻むような事件が起きている。それは、ペルシャがロシアの北部進駐軍撤兵問題を国際連盟に提起しようとしたが、理事会が直接交渉の可能性もあるので干渉困難という結論を下したことである<sup>16</sup>。このペルシャの事例は、中華民國にとっては歓迎すべきものであるはずがなかった。しかし、9月15日、外交部は全権代表となった顧維鈞らに対して、国際連盟に対しては、まず具体的問題(山東問題など)を提出し、その上で国際平等の原則に反するあらゆる条約の改正を求めるような大綱を提出すべきだと要求している<sup>17</sup>。

第一回の国際連盟総会は、ジュネーヴで1920年11月から12月にかけて開催された。ここでは、連盟が中国の抱える具体的な問題を解決する場としては機能しないことを中国代表があらためて知る場となった。連盟規約第二十一条は、モンロー主義や地域協商(Regional Understanding)を認めており、日本の東アジアにおける覇権主義や石井ランシング条約などを正当化する根拠となっていたし、また山東問題を提出に関して常任理事国の支持を得られず、くわえてアメリカが不加盟であったので、提出しえる空間はまったく確保されていなかったのである。

このような事態について、日本側はどのように見ていたのだろうか。結論を先取りすれば、英仏が、日本が山東利権をドイツから直接受け取ることを認め、またアメリカが連盟に参加しない状況下では、中国が山東問題を提起することはありえないと考えていた。そして連盟規約に照らしても、こうした個別問題が提出できるはずもなく、くわえて既にヴェルサイユ条約で大国間合意が形成されているのだから、いっそう中国が問題を国際連盟で解決できる可能性は低いと見ていた。以下は内田康哉外務大臣の1920年4月末の段階の見解である。

支那側カ山東問題ヲ国際連盟ノ議ニ付セムトスルハ前頭ノ通り法理ニ戻レルモノナキコト

<sup>11</sup> 1920年2月17日発、法京顧公使(外交部档案、03-23、47-1)

<sup>12</sup> 1920年3月22日収、國務院函(外交部档案、03-37、4-1)

<sup>13</sup> 1920年4月13日収、顧專使電「和会報告事」(外交部档案、03-37、4-3)

<sup>14</sup> 1920年4月27日収、法京顧專使電(外交部档案、03-23、47-1)

<sup>15</sup> 1920年5月13日発、國務院秘書庁(外交部档案、03-23、47-1)

<sup>16</sup> 1920年6月19日収、法京顧專使電(外交部档案、03-37、4-3)

<sup>17</sup> 1920年9月15日発、駐美顧・駐和唐公使「応提出国際連合会各項問題」(外交部档案、03-37、4-4)

言フ俟タサルノミナラス政治的ニ云フモ失当ノ措置タルコト明白ニシテ已ニ平和条約ニ批准セル英仏等カ今更支那側ノ主張ニ耳ヲ傾クヘシトハ思考スル能ハサル所ナリ。曩ニ第三回國際連盟協會ニ於テ支那側ヨリ本問題提起セラレタル際「デカン」議長カ會議ノ目的カ國際連盟ニ干スル一般問題ノ討議ニアリ從テ山東ノ如キ特殊問題ニ觸レサルコト然ルベキ旨ヲ説示シタル行懸モアリ來ルヘキ同協會第四回會議ニ於テ之ヲ採択スルカ如キコトナカルヘク又採択スヘキ性質ノモノモアラス<sup>18</sup>

このような見解は、総会が近づいてきた、1920年8月末でも変わりがないが、相応の準備を行っている旨を内田は述べていた。

來ル十一月「ジュネーブ」ニ開催セラルヘキ國際聯盟總會ニ於テ支那側カ山東問題ヲ提訴スルコトアルヘキハ從來ノ行懸上殆ト推想ニ難カラサル所ニシテ我方ニ於テモ右提議ヲ予期シテ諸般ノ準備ヲ進メツツアル<sup>19</sup>

しかし、山東問題はすでに日英同盟の継続問題などに絡み始めて居り、山東問題は提出されなかったのである。

#### 4. 非常任理事国と理事会改組問題

これまでいくつかの研究が指摘しているように、顧維鈞、王寵惠らの連盟における中国代表は、理事会理事国を選定する手順を定めた第四条をめぐる審議に熱心に取り組んだ。國際連盟下の六委員会のうち、法制委員会ですべての問題が議論された。この委員会の主席はイギリスのバルフォア、副主席は顧維鈞であった。顧がここで主張したのは、「分洲主義」とよばれる方法で、非常任理事国四国のうち、三国を欧米から選び、一国をそれ以外（アジア、アフリカ、オセアニア）から選出するというものであった<sup>20</sup>。この案は、今回の選挙に限った一種の希望条項とすることで法制委員会を僅差で通過、総会では大差で通過した連盟発足当初の非常任理事国四国（ギリシャ、ベルギー、ブラジル、スペイン）は選挙で選ばれたわけではなかった。この分洲主義が採用された結果、中華民国が非常任理事国に選出された。ペルシャ、シャムなどのアジア諸国、そして中南米諸国、さらに英連邦、フランスなどが中華民国を支持した<sup>21</sup>。中華民国が國際連盟理事会の非常任理事国となったことは、当時の中国外交界だけでなく、国内世論でも「わが国の国際的榮譽である」として評価された<sup>22</sup>。この議席は、ワシントン会議開催の一ヶ月前に当たる一九二一年九月に開催された第二回総会においても維持された（四理事国は承認投票で留任）。こののち、中国は一九二二年の第三回総会で、国内分裂、連盟規約修正案の未批准、連盟経費未納などの問題が重なり、窮地に立たされたものの「分洲主義」を主張し

<sup>18</sup> 大正九年四月廿六日、内田大臣ヨリ在仏松井大使「貴電五九二号末段ニ関シ」（山東問題 2. 4.2 26、日本外務省保存記録）

<sup>19</sup> 大正九年八月廿六日、内田大臣ヨリ在支小幡公使電、（山東問題 2. 4.2 26、日本外務省保存記録）

<sup>20</sup> 「國際聯合会第一屆大会第一股報告」（戊）（外交部檔案、〇三—三八、三一—）

<sup>21</sup> 「國際聯合会第一屆大会各股以外之報告」（戊）（外交部檔案、03—38、3—1）。なお、アジア諸国がアジア枠確保に同意したのは、代表に交代で就任するという合意があったからである。

<sup>22</sup> 1920年12月18日外交部収、「駐瑞士汪公使電」（外交部檔案、〇三—三八、一四—）、羅羅「國際聯盟議會閉幕的感想」（『東方雜誌』一八卷一号、1921年1月10日）など参照。

て議席を維持した。

この分洲主義採用に関して、日本は反対していない。だが、1923年以後、中国が非常任理事国の地位の維持が難しくなった際に、特に中国を支持する動きも見せていない。むしろ、臨城事件などにおける中国の混乱を指摘する側であった。日本はアジアの代表としてアジア枠を確保することに熱心というわけではなかった。

1925年のロカルノ協定を経てドイツが正式に国際連盟に加盟することになると、ドイツを常任理事国になるという案件が浮上した。それによって、国際連盟理事会の再編論がまきおこり、常任理事国、非常任理事国の議席について争議が発生、議席の調整がなければ退会とする国が出始めた。それに伴い、通常九月に総会を開催している連盟が三月八日に異例の特別総会を開催、非常任理事国を目標としていた中華民国も、ドイツ加盟にともない常任理事国議席が増加するならば、常任理事国となることを目指すというスタンスをとった。中国が連盟に提出したとされる申請文には以下のように記されている。

国際連盟理事会常任理事国の議席が増加するならば、中国としては常任理事国の議席を得ることを請求する。同様にこの議席を求める他国に比べても、中国政府は、国際状況および中国の地位の重要性の点で、常任理事国となる請求をおこなう絶対的な根拠を有する。中国は、アジア大陸の枢要の地を占めており、全世界人口(「民族」)の四分の一を有し、無量の資源と巨大な経済力を保有する。また文明は世界最古であり、『教化』ももっとも早かった。もし、国際連盟が世界を代表する機関であるならば、中国は常任理事国となることになろう。そうなれば、国際連盟の威望も保たれよう<sup>23</sup>。

ポーランド、スペイン、スウェーデン、ブラジルなども常任理事国を目指したが、結局、ドイツだけが認められ、他国については新たに編成された「理事会改組委員会」にて調整のうえ、九月の総会で議論することとなった。中華民国は、この委員会のメンバーとなり、常任・非常任の議席増、分洲主義の二点を主張していた。日本は、この審議の過程で、非常任理事国については分洲主義を支持し、中華民国の当選を望むと発言し、それまでもそのように投票した<sup>24</sup>。

当時の連盟代表であった朱兆莘は、当時の指針を以下のように述べる。

自分はアジアが少なくとも一つの非常任理事国議席を占めるべきと考えているが、それはペルシャ・中国・シヤムの三国で持ち回りとするを意味している。これが実現したら、任期を六年としてまず中国が担当する。そして任期の六年中に、連盟の組織にも変更が加えられようし、中国国内の政局も安定するであろうから、機を捉えて常任理事国となつてはどうかと考える<sup>25</sup>。

だが、この委員会での結論は、常任理事国増加ではなく、非常任理事国三席の増加、あわせて分洲主義の確認がなされた。分洲主義では、九席のうち三席を中南米がおさえ、残り六席のうち二席をアジアで占めるべく中華民国代表は主張したが、アジアは一席にとどまった。日本代表も、中国代表に同調して、アジアの二議席化に賛成した。しかし、その後、スペイン、ブラジル、ポーランドが退会を覚悟して猛烈に抗議、非常任理事国九カ国のうち三国(毎回の選挙で一

<sup>23</sup> 「参与国際聯合会德国入会案特別大会総報告」(外交部檔案、〇三一三八、二〇一一)

<sup>24</sup> 1926年3月27日収、「駐日汪公使電」(外交部檔案、〇三一三八、一八一二)など参照。

<sup>25</sup> 1926年5月2日収、「義京朱代表電」(外交部檔案、03-38、19-1)

国)は再任を認める「半常任理国」とすることで調整されようとしていた<sup>26</sup>。一九二六年九月、第七回総会が開催され、中国は調整上二年任期となった枠の非常任理事国に選出された。北伐さなかでの選出には大きな意味があった<sup>27</sup>。こののち、一九二七年の第八回総会でも議席は維持された。

この国際連盟理事会組織をめぐる問題のときには、日本は比較的中国の主張に同調する外交をおこなっていたといえるだろう。

## 5. 失望から「連盟の寵児」へ

1928年、中華民国には国民党の指導する南京国民政府が成立した。だが、同年の国際連盟の非常任理事国選挙で落選、北京政府の国際連盟経費未払い分まで継承する必要があることなどから、国内では国際連盟に加盟している意味が問われ、脱退論も議論された。しかし、国際連盟の衛生建設などを中心とする「国際協力」の実験場として中国が注目されるに及び、北京政府の残した負債をそのまま中国への国際協力経費として計上することを連盟が決定するなどして、中国と国際連盟の関係は急速に接近した。

1929年1-3月の連盟事務副総長のジョセフ・アヴノール、また同年冬の衛生部長ライヒマンの訪中、衛生事業をめぐる協力が議論され<sup>28</sup>、1930年11月に国民政府が正式にライヒマンを招聘、12月に国民政府の衛生顧問として訪中した。ライヒマンは、連盟の経済・財政部長であるサルター(Sir Arthur Salter)や交通運輸部長のハース(Robert Hass)の招聘を求め、それが中国政府に受け入れられた<sup>29</sup>。1931年1月、国民政府は正式に彼らを招請、連盟もまたそれを認め<sup>30</sup>、二人の部長が相次いで訪中、中国国内を視察、ライヒマン部長とともに国民政府との調整を進めた。

1931年4月、国民政府は国家建設を推進するため全国経済委員会を創設し、人材派遣、技術協力、人材養成、文化協力などを含む、国際連盟からの包括的な協力を求めた<sup>31</sup>。1931年5月19日、連盟理事会は委員の派遣を決定、さらに諸機関に協力を求めたのである(手続き的には理事会の承認が必要)。日本の芳澤謙吉代表もこれに賛成した<sup>32</sup>。その後の二年間、連盟から部長級の委員が派遣され、1933年2月4日の日本の議場退場を経た、4月10日には連

<sup>26</sup> 1926年9月3日収、「日來弗朱代表電」(外交部檔案、03-38、20-1)

<sup>27</sup> 1926年12月15日収、「国聯代表辦事処公函」(外交部檔案、〇三一三八、三三)

<sup>28</sup> 張力『国際合作在中国 国際連盟角色的考察, 1919-1946』(中央研究院近代史研究所、1999年)参照。なお飯島渉『ペストと近代中国』(研文出版、2000年)の8、9章は、国際連盟との合作を通じて中国が検疫権件を回収していく様を描き、福土由紀「国際連盟保健機関と上海-1930年代のコレラ予防」(『社会経済史学』70巻2号、2004年7月)は中国と連盟の関係というよりも、上海という地域から連盟との協力関係を描こうとしたものである。

<sup>29</sup> 連盟からの専門家招請についての「内政干渉」への危惧については、当時国民政府財政部顧問であったヤングの以下の回想を参照。Arthur N. Young, *China's Nation Building Effort, 1927-1937: The Financial and Economic Record*, Stanford: Hoover Institution Press, 1971.

<sup>30</sup> 「国聯派遣技術合作接洽員來華事」(『外交部公報』6巻4号、1934年1月)

<sup>31</sup> 「宋部長與国聯秘書長書」(『申報』1931年4月29日)

<sup>32</sup> Advisory and Technical Committee for Communications and Transit, *Minutes of the Sixteenth Session*, Geneva, 1931, p.78.

盟事務局が中国援助に対するコミュニケを発表、5月9日にライヒマンが南京を訪問、6月30日は連盟理事会の下に特別委員会が組織され、中国の全国経済委員会に協力して計画の遂行にあたることとなり、ライヒマン博士を同委員会の技術代表とした<sup>33</sup>。ライヒマンは、1933年10月3日に中国に到着、1934年7月31日迄の任期の間に、全国経済委員会常務委員会委員である汪精衛、孫科、宋子文らとともに任務の遂行にあたった(宋子文の財政部長辞任後、12月8日に財政部長孔祥熙、軍事委員会委員長蒋介石)。この間の業務は、1934年5月17日にジュネーブで開かれた対中国技術協力委員会(Committee of the Council for Collaboration between the League of Nations and China)に提出されたライヒマン報告書(Report of the Technical Agent of the Council of his Mission in China: from the Date of His Appointment until April 1<sup>st</sup>, 1934)にまとめられている<sup>34</sup>。

日本から見れば、国際連盟と中国の接近と、連盟における日本の孤立が同時に進んだように映った。またこの対中援助にも加わることを模索したが、それは中国側の歓迎するところとならなかった。岸井寿郎はその著書『聯盟を脱退すべき』(浅野書店、1932年6月)において、「支那と聯盟の関係が近年に至って急速に親密となり聯盟は恰も幼児の嫁母の如き気持をもって支那に臨んで来た」、また「兎に角聯盟における支那は従来の除外せられ疎んぜられた支那ではなくして聯盟が哺育せんと袖の中に包み込んだ支那となった」などと述べている。このような叙述はほかにも見られる。1933年に日本が国際連盟を脱退したあと、上海毎日新聞社が1934年に刊行した『全訳 国際連盟対華技術合作報告書』でも、宋子文とジャン・モネを結びつけ綿麦借款を実現させたライヒマンを「日本の聯盟脱退後に急速に実現された対華技術合作政策のチャンピオン」とし、その技術協力を「本質的に日本に対抗しようとする政治的eworkを含むことは、既にその出発点において約束された結果であった」としている<sup>35</sup>。張力は、「国際連盟という国際組織は、侵略者を制裁するという点において無力であり、ただ中国との技術協力を強化して、中国をして貧弱な状態から脱せしめ、かつ一つの他国が軽侮しない国家とならしめることしかできなかった」<sup>36</sup>としているが、その侵略者である日本に孤立感を与えることはできたものと考えられる。

おわりに

1931年の満洲事変により、国際連盟は日中の対立を象徴的に示す場になり、またリットン調査団の派遣から日本の脱退に至る過程で、日本の孤立は決定的になっていった。国際連盟の場において、日中関係それじたいが焦点となったのである。しかし、満洲事変が連盟に伝えられたとき、

<sup>33</sup> 特別委員会の組織については、『顧維鈞回憶録』(第二分冊)(中華書局、1985年、P.252-255)参照。連盟の対中技術協力に対する日本の姿勢については、海野芳郎「『連盟』の対中国技術援助」(『国際連盟と日本』原書房、1972年所収、第四章)参照。

<sup>34</sup> 報告書の日本語訳には、国際聯盟事務局東京支局譯『ライヒマン報告書 国際連盟の対支技術援助に関する報告書』(日本国際協会、1934年)、前掲『全訳 国際連盟対華技術合作報告書』などがある。中国語訳には、「国聯技術合作代表拉西曼報告書發表及報告全文」(『外交部公報』7巻5号、1934年6月)などがある。

<sup>35</sup> 『全訳 国際連盟対華技術合作報告書』(上海毎日新聞社、1934年、P.1「訳序」)

<sup>36</sup> 張力前掲書『国際合作在中國 国際聯盟角色的考察、1919—1946』(P.142)

日中双方の連盟代表部には温度差があったようだ。

私の手元には右の如き簡単な電報が一通到着しただけだったが、支那代表部には続々詳細な電報がはいっており、支那全権の施肇基博士より、逐一これを聯盟事務局に移牒しておった。そこで聯盟事務局の方では、支那代表部の電信を初め、其の他の方面よりも到着している情報によって非常に昂奮し、理事会を開いて討議せよとの論までおこったけれども、私は日本政府の公電によれば間もなく事態が収まると云うことであるから、理事会の問題にする必要もなからうと説明したので、一時は聯盟の方でもこれを信用して鳴りを静めたが、何分支那の代表部初め各国代表部へは続々重大なる電報が到着し、くわえて日本軍は奉天に次いで、長春をも占領し、更に吉林に急行したと云う電報が私の処へ来たので、事態は大分複雑となって来た<sup>37</sup>。

国際連盟における日中関係を考察したとき、日中の二国間関係とは異なる局面が見られる。中国から見れば、二国間では処理できない問題を、国際連盟に提起し、その場で解決するということになる。日本は山東問題のときには、それを防ぐことができたが、満洲事変については、それができず、国際連盟という場で日中がぶつかり、リットン調査団によって近代以来の日中関係が総括され、教科書問題、ナショナリズム問題などが議論されたのである。日本は、満洲事変に就いて二国間交渉をおこなおうとした。しかし、中国はこれを拒絶した。顧維鈞は、この件に関する中国の政策決定におけるライヒマンの役割を強調する。顧によれば、当時中国にいたライヒマンはおそらく国際連盟の威信を維持するために、二国間交渉を拒否して、国際連盟にて問題进行处理するように蒋介石らに提言したという。日本の軍事侵略を実質的に止めるツールをもたないのだから非現実的だと顧は考えたようだが、結局ライヒマンの提案が容れられたのであった<sup>38</sup>。

だが、国際連盟が日中関係の対立局面ばかりを孕んでいたわけではない。たとえば1920年代の連盟組織の再編の際に、日本が中国の活動を支持したり、あるいは人種差別撤廃条項をめぐる問題で、アメリカとの関係を考慮しながらも、日本に賛成票を投じた。そして、1930年代に、国際連盟と中国の蜜月を批判的に指摘しながらも、同時に自らも対中協力に加わるべきだという論調も多く見られた。連盟脱退以後も同様であった。

---

<sup>37</sup> 芳澤謙吉『外交六十年』（自由アジア社、1958年、114-115頁）

<sup>38</sup> 顧維鈞著・中国社会科学院近代史研究所訳『顧維鈞回憶録』（中華書局、1983年、418頁）